

町連合經由 一般文書

令和5年7月24日

町内会長各位

白老町長 大塩英男

野良猫へのエサやり禁止に関する回覧について（依頼）

日頃より生活環境行政には格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

早速ではございますが、野良猫へのエサやり等に関する行政への苦情が大変増えております。

つきましては、別添のとおり啓発文を作成いたしましたので、貴町内会各班へ配布のうえ回覧いただきますようよろしくお願いいたします。

問い合わせ先

白老町 生活環境課町民生活グループ

電話 82-2265



野良猫への エサやりは やめましょう!!

飼い主としての責任問題に発展しかねません!!

最近、白老町内において、野良猫にエサや残飯を与えることにより、周辺地域に野猫が居ついてしまい、民家の庭や畑等にふん尿をされるといった苦情や相談が役場に寄せられております。

繁殖力が強く、近隣地域に居つてしまうと、ふん尿だけではなく、悪臭やアレルギーなどの被害も心配されます。

野良猫がかわいそうと思い、一度でもエサを与えてしまうと飼い主としての責任問題に発展しかねませんので、野良猫への無責任なエサやりは絶対にやめましょう。

周辺環境を悪化させると動物愛護法違反になります

猫は愛護動物として法律により守られているため、町での保護や処分等は行えませんが、野良猫にエサを与えている行為を見かけた場合は、町より指導をいたしますので、下記まで連絡願います。

なお、動物愛護法第25条により、「野良猫への餌やりにより周辺環境を悪化させた場合」には違法となり、北海道から指導、勧告、命令する場合があります。

ご近所に迷惑をかけないよう、猫は屋内で飼いましょう

猫を飼う場合は、屋外で放し飼いはせず、室内で飼養するようにしましょう。また、不妊手術を行うなど、適正な数を、愛情をもって育てるように心がけましょう。